資　料　3
練馬区基本構想審議会
平成20年9月24日

新 基 本 構 想 に 係 る こ れ ま で の 検 討 内 容

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
地域活動	・地域活動も行政との協働と生きがいづくりでは異なり、区別するべき ・多くの町会・自治会は、高齢化やワンルームマンションの増加、区民のニーズの多様化などにより、加入率を上げることは困難な状態 ・町会・自治会の活性化には防犯・防災・環境問題など意識の高い分野での取り組みをきっかけにすることや、若い世代の加入促進、楽しく感じられる活動、親子で参加できる工夫、活動内容の周知などが有効。また、自治体による支援も必要 ・まず区民一人ひとりが、出来ることから地域の活動に自ら参加することが大切 ・地域の中で区民がどのように活動に参加することが望ましいか検討が必要 ・地域活動の拠点として小学校が重要 ・地域活動の活性化には教育に関する視点も重要 ・NPO活動支援センターによるNPOへの支援を充実すべき ・農産物の地産地消は安全保障やコミュニティ醸成の観点からも重要 ・地域活動への若い世代の参加促進が必要。それには、ICTの活用も有効ではないか ・地域コミュニティの活性化のためには、既存組織の統廃合なども検討が必要 ・避難拠点運営連絡会の設立経過に見られるように、地域における関係づくりでの区の役割が重要 ・地域コミュニティ活性化のベストプラクティスに関する情報を行政が提供するべき ・やる気のある人たちがスムーズに動けるよう、うまくサポートする仕組みが重要 ・地域のそれぞれの活動の厚みにより、協働や参加に関する行政の守備範囲も決まる ・「地域コミュニティ」のイメージの共有が必要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） (2)誰もが生き生き暮らせる元気なまち（5頁） ■健康福祉 (1)悩みや不安を身近で解消できる地域社会（4頁） ■教育 (4)＊郷土を理解し、誇りをもって世界の人々と交流する区民の育成（10頁）	《この政策でめざす状態》 区民と区の協働による公共活動を通して、生きがいを持って、活き活きと暮らすことができている状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (1)a)近隣コミュニティの活動基盤の強化を図ります（7頁） b)地域活動を活発化し交流とふれあいを推進します c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります d)楽しくやすらげるまちをつくります (2)b)生きがいを見つけられるまちをつくります（若者の就業等活躍の場・高齢者の生きがい）（12頁） c)文化を守り、生み出すまちをつくります（地域の伝統文化・創造的文化） f)健全で安定した行政運営を進めます ■健康福祉 (1)a)身近な地域において、総合的な情報案内・相談の入口をつくります（8頁） ■教育 (1)b)子どもと親（保護者）が、地域のさまざまな人と触れ合い・交流する機会をつくっていきます（11頁） (2)d) 小学校を地域の学習拠点、健康・コミュニティづくりの拠点として構築していきます（14頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・町会・自治会に対する、加入促進のパンフレット作成など様々な支援の実施 ・NPO活動支援センターにおける、NPOに関する相談事業・ネットワーク事業などを通じた、組織の運営や活動支援の実施 ・（仮称）区民協働調整会議を設置し、区として統一的・総合的に区民との協働を進めるための仕組みを検討 ・地域施設をわかりやすく、使いやすくするための、集会機能の統一化の推進

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
防犯・防火・防災	・防犯・防火・防災への区民ニーズは高く、重視すべき ・区民活動においても、災害対策をテーマとすれば多くの参加者確保が可能 ・安全安心について既存のパトロール団体と連携を図ると有効	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ・子育て世代や高齢者、障害者など、誰もが安心して暮らせるやさしいいまちをめざします。	《この政策でめざす状態》 地域に住む区民自ら「自分の生命は自分が守る」という自助、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の認識をもつ中で、区・区民防災組織・防災関係機関の協力により、危機や被害を最小限に抑える態勢が強化され、区民が安心して生活することができる状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (1)c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります（7頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・安全・安心パトロールカーの運行および地域で防犯防火活動を行う団体への貸出し、防犯ブザーの配付およびねりま安全・安心メールの配信等事業の一層の推進 ・生活の安全に配慮したまちをつくるため、各小学校区域ごとに、地域住民や町会・自治会やPTA等の各団体と学校や学童クラブ等の公的施設が協力・連携して活動する態勢の確立 ・『災害時要援護者名簿』への登録を積極的に働きかけるとともに、防災会等の区民防災組織による災害時要援護者支援体制の確立 ・避難拠点訓練の充実を図るとともに地域防災活動の中心となる区民防災組織の構成員等の防災行動力向上を目指した教育・訓練の場の設置 ・住宅の耐震化を一層促進することや家の中の安全確保についての啓発を行うとともに、災害についての情報を区民に的確に提供できるよう、情報の収集方法や伝達手段の改善
産業振興	・商工業や産業の状況は悲観的 ・農地について、住宅地の中で整理すべきものとしっかり残していくものを明確にすべき ・農業の見通しは厳しく、その再生に向けた議論をすることが必要 ・農産物の地産地消は安全保障やコミュニティ醸成の観点からも重要 ・商店街の見通しも厳しく、その生き残りに向けて検討が必要 ・商店街の再生と道路を一体的に捉えて商店街をたまり場と交流の場として再構築することが必要 ・地域の人が商店街の職種をコントロールできるような仕組みを目指すべき ・消費者被害者と成りやすい人への啓発を担う地域組織の立ち上げが必要 ・農地の観光利用の検討が必要 ・観光の振興には歴史的建造物の保全が重要 ・23区の中でもエコで緑が豊富であるということと、アニメや商店街など区内産業の振興をからめることが必要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (2)「誰もが生き生き暮らせる元気なまち」をめざします（5頁） ＊ 生きがいを見つけられるまち ＊ 身近で魅力のある商店街 ＊ 活力ある地域産業 (3)「農緑（のうりょく）を育むまち　～緑との共生～」をめざします ＊ 農を活かしたまち ■環境まちづくり (1)「みどり文化”の薫るまち」をめざします（6頁） ＊ 地産地消としての都市農業が保たれている	《この政策でめざす状態》 商業や工業や農業を振興し、さらに観光を通して人々を迎え入れ、にぎわいの創出や区内消費の喚起などにより地域経済の活性化が図られている状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (2)a)誰もが尊重されるまちをつくります（12頁） b)生きがいを見つけられるまちをつくります c)文化を守り、生み出すまちをつくります d)身近で魅力ある商店街づくりを進めます e)地域産業の活性化を図ります (3)a)まちの農と緑を守り、育みます（全緑疾走）（18頁） c)農業における起業を支援します d)教育としての農業体験を広めます（農緑開発機構） ■環境まちづくり （1）d)地産地消の仕組みを構築し、持続可能な都市農業を保全します （10頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・経営改善、創業等への支援 ・産業振興のための拠点となる（仮称）産業振興会館の整備 ・漬物産業、伝統工芸、アニメなど、練馬区を特徴づける産業への支援 ・商店街活性化への支援の充実 ・区内中小事業所への就労支援、福利厚生事業を充実させるための支援 ・消費者トラブルへの対応、消費者意識の啓発 ・農業体験農園の拡充など、農とのふれあい推進・農業経営の安定化 ・都市農地の保全 ・観光基盤の整備とまち歩き観光の推進

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
国際交流・在住外国人支援	・困窮している外国人の増加など実態を踏まえて対応していくべき ・地方と東京の格差が大きくなっており、地域間交流の観点が必要 ・国際交流は、学校や地域での日常的な部分を大切にするべき	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） (2)誰もが生き生き暮らせる元気なまち（5頁） ■健康福祉 (1)悩みや不安を身近で解消できる地域社会（4頁） ■教育 (4)＊郷土を理解し、誇りをもって世界の人々と交流する区民の育成（10頁）	《この政策でめざす状態》 地域においてさまざまな社会的・文化的な背景を持つ人々の間で、互いの違いを超えた共生が進むとともに、海外都市との交流を通じて相互理解が図られている状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (1)a)近隣コミュニティの活動基盤の強化を図ります（7頁） b)地域活動を活発化し交流とふれあいを推進します c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります d)楽しくやすらげるまちをつくります (2)b)生きがいを見つけられるまちをつくります（若者の就業等活躍の場・高齢者の生きがい）（12頁） c)文化を守り、生み出すまちをつくります（地域の伝統文化・創造的文化） f)健全で安定した行政運営を進めます ■健康福祉 (1)a)身近な地域において、総合的な情報案内・相談の入口をつくります（8頁） ■教育 (1)b)子どもと親（保護者）が、地域のさまざまな人と触れ合い・交流する機会をつくっていきます（11頁） (2)d) 小学校を地域の学習拠点、健康・コミュニティづくりの拠点として構築していきます（14頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・地域の国際交流の推進 ・海外都市との交流の推進

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
文化 生涯学習 スポーツ	・練馬区の図書館の整備水準は十分でなく、すべての世代が技術やノウハウを高めるため、図書館への重点投資や関連施設の連携によるサービス向上が必要 ・図書館、スポーツ施設など多くの区民が活用する施設の情報機能整備が有効 ・図書館を拠点とした成人教育サービスが重要 ・子どもへの教育を充実するには、子どもの教育だけでなく、大人の教育や地域の成長が重要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (2)誰もが生き生き暮らせる元気なまち（5頁） ＊ 文化を守り、生み出すまち ■教育 (1)子どもを愛しみ、見守り、育てる教育力の備わった家庭づくり（7頁） ＊ 子どもを健やかに育てる基礎となる教育力を備えた家庭づくり ＊ 会話を楽しみ、憩いの場となる愛情あふれる家庭づくり (3)子どもの教育のために区民の知恵や力を出し合い、連携できる地域づくり（9頁） ＊ 地域の資源を活かした学習環境づくり (4)区民の多様な学習ニーズに応じた学習内容と施設・設備・サービスを誇る生涯学習環境づくり（10頁） ＊ 夢と希望と感動を与えるスポーツ施設の充実	《この政策でめざす状態》 【文化振興】 ・区民が自主的・主体的に文化活動に参加し、また享受できる環境が整い、文化芸術を通して地域活動が活発なまちになっている状態 【生涯学習・スポーツ】 ・区民の学習・スポーツのニーズに合わせて、ソフト・ハード双方が充実し、学習・スポーツ活動が活発に行われている状態。 ・区民の誰もが読みたい資料を読みたいときに簡便かつ速やかに入手し、読書活動を行っている状態。 ・区の伝統文化や文化財を継承、活用し区民が地域に愛着を持って生活している状態。
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (2)c)文化を守り、生み出すまちをつくります（地域の伝統文化・創造的文化）（12頁） ■教育 (1)a)子どもの基本的な資質や能力育成に必要な家庭の教育力向上のための学習・相談の場と機会を設けます（11頁） b)子どもと親（保護者）が、地域のさまざまな人と触れ合い・交流する機会をつくっていきます (2)c)地域が一体となって子どもの教育に取り組んでいきます（14頁） d)小学校を地域の学習拠点、健康・コミュニティづくりの拠点として構築していきます (3)a)人や組織など区の資源を活用して子どもの地域学習を支援します（20頁） b)個人や団体、学校などのボランティア活動を支援していきます (4)a)練馬区の特性に応じた生涯学習内容の充実に努めます（24頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 【文化振興】 ・区民、団体、文化人など文化活動にかかわる方々の声の施策への反映 ・区の文化芸術振興施策の明確化（行政内部の連絡体制の整備・文化芸術事業の再編） ・「文化芸術振興」に関する評価システムの検討 【生涯学習活動全般】 ・生涯学習活動に参加する区民を増やすため、参加しやすい事業形態への改善と各種媒体を活用した情報提供の充実を図る。 ・（仮称）高野台生涯学習センターの設置の検討を行う。 【読書活動】 ・多様なニーズに応えるため、図書館の相談機能の充実や、蔵書数、図書館予約資料受取窓口の拡充を進める。 ・子ども向けの啓発事業や行事の充実、児童・中高生用資料の充実、家庭・学校等への支援の充実、ボランティアの育成・活用を進める。 【スポーツ】 ・総合型地域スポーツクラブの育成、支援を行う。 ・スポーツ施設の計画的な改修・改築を進める。 【文化財・伝統文化】 ・（仮称）ふるさと文化館を拠点としたボランティアとの協働等による事業展開を通じた伝統文化や文化財の保護、継承を充実させていく。

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
平和・人権	・学校におけるいじめは人権問題であり、ここで取り上げるべき ・人権問題について具体的なアウトカムを定めて取り組むことが必要 ・普段から道徳教育に力を入れるべき ・道徳については学校だけでなく家庭教育の方が重要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 ⑵誰もが生き生き暮らせる元気なまち　　（5頁） ＊誰もが尊重されるまち	《この政策でめざす状態》 【平和推進】 　区民一人ひとりが「平和の心」を育み、自分を大切にするとともに他の人を尊重し、自他の権利と義務を理解し、いじめや犯罪、暴力のない明るい地域社会で暮らすことができている状態、また、ひいては戦争や紛争のない国際社会を望んでいる状態 【人権・男女共同参画】 ・区民および区職員が人権についての深い理解と認識を持ち、地域社会および区政全般において、さまざまな立場の区民が差別なく尊重されている状態 ・男女が社会の対等な構成員として、政治や経済、地域、家庭など社会のあらゆる分野において共に参画し、その成果と責任を分かち合うという男女共同参画社会の理念が実現されている状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 ⑵a)誰もが尊重されるまちをつくります（人権尊重・男女共同参画）（12頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 【平和推進】 ・平和の意義を確認し、平和意識の高揚が図れるよう、効果的な事業計画を策定し、その実施に努めるとともに、多くの区民に平和の尊さや大切さを考える機会を提供 【人権・男女共同参画】 ・区民の人権意識を高めるために、人権教育・啓発事業を、担当部署・関連部署の連携のもとに効果的に進めるほか、区ホームページを活用した啓発等も工夫 ・第2次練馬区男女共同参画計画の5つの目標「男女平等の意識づくり」「誰もが働きやすい就業環境と女性の活躍支援」「健康・安全の支援と女性に対する暴力対策」「自立を支える社会環境の整備」「施策を進める体制づくり」の達成に向けて、担当部署・関連部署の連携を図りながら、総合的に施策を推進 ・配偶者等の暴力の防止および被害者の保護に関する対策を、担当部署・関連部署の連携を図りながら推進
保健 医療	・精神保健対策の充実に向けて東京都ではいのちの電話を開設しているが、常にパンク状態であることから区としての取り組みも必要 ・地域でリーダーとして活躍できる人材の育成も重要 ・医療法改正で多数の看護師が大学病院へ移り、一般病院では看護師が不足しているため、看護師の資格や経験を持つ区内人材の活用が必要 ・慢性期の患者を後方病院へ移し、急性期の患者を受け入れる余裕をつくることが必要	《目指すべき将来像》 ■健康福祉 (1) 悩みや不安を身近で解消できる地域社会（4頁） (2)地域の人と関わり支え合いながら高齢の方、障がいのある方が明るく暮らせるまち（6頁）	《この政策でめざす状態》 ・乳幼児、児童・生徒、成人、高齢者すべての年代で健康目標を持ち、区民一人ひとりが日頃から「自分の健康は自分で守り、つくる」という自覚を持ち実践している状態。 ・個人の健康づくりだけでなく、家族・地域社会全体で、健康なまちづくりを実現している状態。 ・病気になっても区民が安心して適切な医療を受けられ、引き続き必要であれば切れ目なく、適切なリハビリ医療や福祉サービスを受けられるよう、医療環境が整っている状態。 ・感染症・食中毒や衛生環境等の健康危機の予防および発生時に的確な対応がとれ、被害が最小限度に抑えられる状態。
		《取り組みの方向性》 ■健康福祉 (1)a)身近な地域において、総合的な情報案内・相談の入口をつくります。（8頁） 　b)資源（人・もの・場所）の周知と活用を推進します 　c)迅速かつ総合的な対応が可能な医療・地域福祉の体制づくりを推進します (3)a)高齢の方の心と体の健康づくりを推進します（15頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・栄養、運動、休養に関わる生活習慣の改善を促す一次予防中心の施策展開 ・食育の推進と健康に関する正しい情報発信 ・精神保健対策の充実 ・二次予防施策(疾病の早期発見・早期治療)の充実 ・病床の確保と医療連携の構築 ・保健と医療・福祉の一層の連携 ・全庁的な健康危機管理体制の確立 ・安全な食生活環境の確保 ・営業施設等の衛生環境の確保

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
地域福祉	・区財政の制約等により、行政だけですべての課題を解決することはできず、地域コミュニティや家族を復活・支援する視点が必要 ・地域におけるリーダー育成が必要 ・地域福祉パワーアップカレッジねりまへの応募状況をみても、区民の意識は高い ・行政の取り組みだけでは、各家庭の困窮状態の把握に限界があり、区民の横のつながりをつくってその発見や解決に努めるべき ・低所得者の中には技能が十分でない人もいることから、ボランティアの活用による就労支援が必要 ・人と人とのつながりのある暮らしを理想として検討すべき ・福祉サービスが適切に提供されていることが重要であるが、定量的な評価は難しいので、コミュニティが生活の場として機能するよう、基本的な住区を明確にすべき	《目指すべき将来像》 ■健康福祉 (1)悩みや不安を身近で解消できる地域社会（4頁） ＊ 支え合いつながりを持てる地域社会 ＊ 気軽に悩みを相談でき、情報交換ができる場 (3)地域の人と関わり支え合いながら高齢の方、障がいのある方が明るく暮らせるまち（6頁） ＊ 地域の人との関わり、支え合い	《この政策でめざす状態》 ・区民の方が、地域の福祉活動に参加しやすい仕組みが整備され、福祉サービスが総合的かつ適切に提供されている状態。 ・同時に、ともに生き、ともに生活できるような社会（ノーマライゼーション）が地域の中で理解されている状態。
		《取り組みの方向性》 ■健康福祉 (1)a)身近な地域において、総合的な情報案内・相談の入口をつくります（8頁） b)資源（人・もの・場所）の周知と活用を推進します c)迅速かつ総合的な対応が可能な医療・地域福祉の体制づくりを推進します	《課題に対応する取り組みの方向性》 〇地域の福祉活動の支援 ・要支援者の発見とネットワークづくり ・地域のたまり場づくりと情報の発信 ・地域活動団体の交流・連携の仕組みづくり ・地域福祉活動への区民等の参加促進 ・保健福祉サービスの利用の支援 〇ノーマライゼーションの推進 ・バリアフリー法に基づく建築物等の整備に関する条例の制定 ・「福祉のまちづくり」の考え方の普及
高齢者福祉	・介護が必要な高齢者にとっては、大変な状況 ・区内における特別養護老人ホームの入所待機者や、介護従事者の不足への対応が必要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (2)誰もが生き生き暮らせる元気なまち（5頁） ＊生きがいを見つけられるまち ■健康福祉 (3)地域の人と関わり支え合いながら高齢の方、障がいのある方が明るく暮らせるまち（6頁） ＊地域の人との関わり、支え合い ＊高齢の方、障がいのある方が明るく暮らせる	《この政策でめざす状態》 ・高齢者を地域で支える仕組みの中で、高齢者が社会の担い手として活躍できるように支援することや生活機能の低下を補うサービスを提供することなどにより、一人ひとりの高齢者が生き生きと暮らすことができる状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (2)b)生きがいを見つけられるまちをつくります（若者の就業等活躍の場・高齢者の生きがい）（12頁） ■健康福祉 (3)a)高齢の方の心と体の健康づくりを推進します（15頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・高齢者の就労や学習・スポーツ、世代間交流など、多様な社会参加の支援策の推進 ・高齢者の健康づくりや介護予防支援策の充実 ・認知症高齢者を地域でケアしていくシステムの構築と認知症に対する理解の促進と予防策の充実 ・地域包括支援センターにおけるケアマネジメント体制の整備などによる、地域密着型サービスなど介護保険サービスを円滑に利用するための支援 ・特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備 ・認知症やひとりぐらしの高齢者などを地域で見守り支え合うネットワークの構築 ・介護サービスを提供する人材の確保・育成

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
障害者福祉	・障害者政策の立案や施策の具体的展開において、団体のみでなく、団体に所属してない多数の個人への意向確認が必要 ・障害者が安心して生活できる地域の人との自然なつながりが必要	《目指すべき将来像》 ■健康福祉 (3)地域の人と関わり支え合いながら高齢の方、障がいのある方が明るく暮らせるまち（6頁）	《この政策でめざす状態》 障害者が、障害の種別を問わず、必要なサービスを選択しながら地域で生活し、就労や社会参加ができる状態
		《取り組みの方向性》 ■健康福祉 (3)b）障がいのある方の基本的人権を尊重するとともに、障がいのある方の自己実現を地域で支えていきます（15頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・自己決定の支援や生活力を高める支援など、より多様なニーズに対応する相談支援を拡充 ・障害者の居住生活、日中活動、社会参加等の地域生活を支えるさまざまなサービスの提供体制の充実と民間事業者の育成 ・就労支援や職場定着支援について、事業所・行政・企業等の連携強化を図る仕組みづくり ・障害の早期発見と早期支援を充実し、多様な障害児に対する支援を拡充するため、子ども発達支援センターを整備 ・施策全体として、区民の理解と協力を促進し、地域全体で障害者の自立生活を支えていく仕組みづくり
生活支援	・生命に影響を与える、最低限度の生活を営む、人権を侵害されるといったナショナルミニマムに関わる部分は、重点課題として明確にすべき ・生活保護などのように全国一律の制度がある一方で、区が独自に国の水準を超えた取り組みをしているものも複数あり、10年先に実現できる部分とそうでない部分との整理が必要	–	《この政策でめざす状態》 生活困窮状態に陥った場合にもその方の状況に応じた必要な支援を行い、生活の保障や自立の援助を図り、だれもが安定した生活を継続できる状態
		–	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・生活保護制度の目的である 「健康で文化的な最低限度の生活の保障」および、「自立の助長」を図るため、経済的な給付に加え、組織的に被保護世帯の自立を支援する制度への転換を進める。その柱として、自立支援プログラムを策定・活用することで、関係機関との連携のもとに、個々の生活困窮状況に対応したきめ細かな援助を実施する。 ※自立：就労による経済的な自立「就労自立」だけでなく、身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること「日常生活自立」、および社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること「社会生活自立」のこと ・被保護世帯に限らず、さまざまな問題により生活の不安を抱える方に対し、関係機関が連携して相談や資金の貸付など適切な支援を行う。
子育て支援	・学校応援団実施校では、学童クラブ利用児童、一般児童との対応の違いに苦慮しており、十分な検討が必要 ・幼児･学童期の子どもを持つ保護者の子育て支援に関する施策へのニーズを十分に把握することが必要 ・子どもの教育には保護者自身の成長も必要 ・幼保一元化についても検討すべき ・女性が子育てのために一旦退職しても、子どもが大きくなってから正職員として復帰できる労働制度の整備のような、多面的な対策が必要	《目指すべき将来像》 ■健康福祉 (1)悩みや不安を身近で解消できる地域社会（4頁） ＊ 支え合いつながりを持てる地域社会 ＊ 気軽に悩みを相談でき、情報交換ができる場 (2)子育てする人が引っ越してきたいまち　長く住み続けたいまち（5頁） ＊ 不安なく子育てができる社会 ＊ 住み慣れた地域で長く住み続けたいまち ■教育 (1)子どもを愛しみ、見守り、育てる教育力の備わった家庭づくり（7頁） ＊ 子どもを健やかに育てる基礎となる教育力を備えた家庭づくり ＊ 会話を楽しみ、憩いの場となる愛情あふれる家庭づくり (3)子どもの教育のために区民の知恵や力を出し合い、連携できる地域づくり（9頁） ＊ 学校・家庭・地域のコミュニケーションを促し、区民全体で子どもの教育環境をつくる ＊ 子どもたちの心身の健全育成のための家庭・学校・地域の連携づくり ＊ 地域の資源を活かした学習環境づくり	《この政策でめざす状態》 子育て家庭の子育てに対する不安や負担感が軽減され、安心して子育てができ、子どもが健全に育っている状態をめざす。
		《取り組みの方向性》 ■健康福祉 (2)a)子育て中の家族が孤立することなく、子育てを楽しみながら、子どもを健全に育成できる環境づくりを推進します（13 頁） b)子育て中の家族個々のニーズに応じた子育て支援施策を拡充していきます ■教育 (1)a)子どもの基本的な資質や能力育成に必要な家庭の教育力向上のための学習・相談の場と機会を設けます（11頁） b)子どもと親（保護者）が、地域のさまざまな人と触れ合い・交流する機会をつくっていきます c)子どもを育む家庭の教育力向上のために区民全体で機運を高めていきます	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・子ども家庭支援センターを中核とした、子育て家庭の交流の促進、ファミリーサポート事業など子育て家庭を地域で支える仕組みづくりを進め、区民同士の助け合いによる子育ての支援など、地域との連携・協働による子どもの健やかな育成を推進 ・民間の活力・ノウハウ等を生かした認可および認可外の保育施設の整備等による保育所待機児の解消 ・保護者のさまざまな保育ニーズにこたえる多様な保育サービスの展開 ・学校応援団と学童クラブの連携を進め、学童クラブの待機児の解消と放課後の子どもの安全安心な居場所づくりを図る ・要保護児童対策地域協議会等による児童虐待等の防止と要保護児童・家庭に対する支援のネットワークづくり ・ひとり親支援のための施策の充実

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
学校教育	・区立学校の統廃合や小学校段階での学校選択制は、地域コミュニティ形成の観点から慎重に検討すべき ・小中学校の連携は教育の質の向上に有効 ・学校での冷暖房の導入にあたっては、環境教育や健康づくりのほか、適切な使い方を学ぶという観点も必要 ・校長は学校経営に対する姿勢を明確にする必要がある ・区立学校以外への進学する子どもへの対応を検討すべき ・学校へ期待される内容が多様化し、教師への負担が増加しているため、地域人材活用など負担軽減に向けた取組が必要 ・区が教員の人事権を持たないことが問題 ・義務教育段階で実施すべきことを取捨選択の上、確実に実施することが必要 ・いじめや不登校の問題には、子どもたちの自主的な議論や低学年からの予防的取組が重要 ・支援を要する児童･生徒に対する受け入れ態勢の充実や地域の障害者が参加するノーマライゼーション教育の拡大が必要	《目指すべき将来像》 ■教育 (1)子どもを愛しみ、見守り、育てる教育力の備わった家庭づくり（7頁） ＊ 子どもを健やかに育てる基礎となる教育力を備えた家庭づくり ＊ 会話を楽しみ、憩いの場となる愛情あふれる家庭づくり (2)子どもの学力・心の教育を地域の協力のもとで推進する学校づくり（8頁） ＊ 地域の力を活かした特色ある学校づくり ＊ 子どもの学力・心の教育を地域の裁量と協力で推進する教育 ＊ 教育施設・文化施設などの多様な連携による学習の拠点づくり (3)子どもの教育のために区民の知恵や力を出し合い、連携できる地域づくり（9頁）	《この政策でめざす状態》 【幼児教育の充実】 　入園を希望する幼児の就園が確保され、より良い環境　のもとで幼児一人ひとりが楽しく学び、健やかに成長している状態 【小中学校における教育内容の充実】 　児童・生徒の一人ひとりが、学校教育を通じて基礎学力や体力、社会的ルールを身に付け、自ら学んでいく意欲と社会の変化に柔軟に対応できる能力を備えることができるよう、学校が真の学びの場となっている状態 【教育環境の整備】 　安全で環境にも優しい学校施設など、より良い教育環境で児童・生徒が学習できる状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (3)d)教育としての農業体験を広めます（農緑開発機構）（18頁） ■教育 (1)a)子どもの基本的な資質や能力育成に必要な家庭の教育力向上のための学習・相談の場と機会を設けます（11頁） 　c)子どもを育む家庭の教育力向上のために区民全体で機運を高めていきます (2)a)学校の教育環境を整え、子どもへの確かな学力の定着と心の教育に努めていきます（14頁） 　b)特色ある練馬区の教育を推進していきます 　c)地域が一体となって子どもの教育に取り組んでいきます (3)a)人や組織など区の資源を活用して子どもの地域学習を支援します（20頁） 　b)個人や団体、学校などのボランティア活動を支援していきます 　c)子どもにとって心休まる居場所づくりを支援していきます	《課題に対応する取り組みの方向性》 【教育内容の充実】 ・新学習指導要領を踏まえ、教員の指導力の向上を計画的に進める。また、教育内容の充実の一つとして小中一貫教育校を設置する。 ・集団不適応やいじめなど問題を抱える子どもを支援し、人間性豊かな子どもを育てる。また、教師に対する教育相談研修等を行うとともに、地域社会や家族への啓発を行う。さらに、教育相談を拡充するために教育相談室を増設する。 ・教育研究と教職員研修、ならびに教育相談を担う、（仮称）学校教育支援センターの設置を図るほか、大学との連携や教師を目指す学生の指導を行う。 ・特別支援学級の増設等を進め、学校における受け入れ体制・教師の専門性の向上を図る。 ・全区立幼稚園で障害児保育を実施するとともに、私立幼稚園における障害児保育の促進を図るため、区が事業の委託を更に推進する。 【教育環境の整備】 ・小中学校の校舎・体育館の改修等について計画的に進める。 ・学校の多様な緑化をさらに進める。また、新エネルギーなどの環境に配慮した設備の導入を進める。 ・区立学校の適正配置を進める。 ・学校給食の調理方式について自校調理化と調理業務の民間委託を拡大するとともに、「食育」に関する区・教育委員会の計画に基づき食に関する指導の充実を図る。
学校と地域の連携	・区民の要望をそのまま受け入れるのではなく、十分検討すべき ・学校を地域の中核としてとらえ、地域社会との連携を深めることが必要 ・学校評議員制度や学校応援団など従来の取り組みを有機的につなげる工夫が必要 ・社会教育や地域学習の推進にあたっては地域人材と学校をつなぐコーディネート機能の充実が必要 ・教育委員会の議事内容や資料をさらに公表・公開すべき ・保護者会などを、本音の議論をする場として機能させることが必要 ・「学区を中心とした」地域コミュニティ形成にあたって、学区外への通学者や学齢期の子どものいない世帯への配慮が必要	《目指すべき将来像》 ■教育 (1)子どもを愛しみ、見守り、育てる教育力の備わった家庭づくり（7頁） ＊子どもを健やかに育てる基礎となる教育力を備えた家庭づくり ＊会話を楽しみ、憩いの場となる愛情あふれる家庭づくり (2)子どもの学力・心の教育を地域の協力のもとで推進する学校づくり（8頁） ＊地域の力を活かした特色ある学校づくり ＊教育施設・文化施設などの多様な連携による学習の拠点づくり (3)子どもの教育のために区民の知恵や力を出し合い、連携できる地域づくり（9頁）	《この政策でめざす状態》 【教育施策への区民参加】 　区民が教育に関心を持ち、また区民の声が施策に十分反映され、児童・生徒が意欲をもって学んでいる状態 　【区立学校と地域社会の連携】 　それぞれの地域特性を活かして、特色ある教育活動と子どもたちの健全な成長を支援するために、 区立の幼稚園、小中学校と地域社会の連携協力が進んでいる状態
		《取り組みの方向性》 ■教育 (1)c)子どもを育む家庭の教育力向上のために区民全体で機運を高めていきます（11頁） (2)a)学校の教育環境を整え、子どもへの確かな学力の定着と心の教育に努めていきます（14頁） 　b)特色ある練馬区の教育を推進していきます 　c)地域が一体となって子どもの教育に取り組んでいきます (3)a)人や組織など区の資源を活用して子どもの地域学習を支援します（20頁） 　c)子どもにとって心休まる居場所づくりを支援していきます	《課題に対応する取り組みの方向性》 【教育施策への区民参加】 ・児童・生徒、保護者から、教育委員が直接、意見・要望を聞く機会である出前教育委員会を実施していく。 ・教育委員会のホームページに常に最新の情報を掲載するなど効果的に更新する。 【区立学校と地域社会の連携協力】 ・全校に設置した学校評議員制度を活用して、毎年学校関係者評価を行い、児童・生徒、保護者、地域の方々の意見を校長が幅広く聞き、その内容を学校経営に反映させる。 ・PTAを始め地域の方々を主体とした学校応援団を全区立小学校に設置する。また、放課後などに子どもたちが安全に健やかに過ごすことができる居場所をつくるため、学校応援団のひろば事業と学童クラブの連携を図っていく。 ・保護者や地域の方々により全小学校で行っている学校安全安心ボランティアの活動を充実する。

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
青少年の健全育成	・区としての取組の方向性を十分議論すべき ・子どもが地域で活動できる環境づくりが必要 ・道徳教育は、学校や家庭だけに任せず地域全体で取り組むことが必要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (2)誰もが生き生き暮らせる元気なまち（5頁） ＊ 生きがいを見つけられるまち ■健康福祉 (2)子育てする人が引っ越してきたいまち　長く住み続けたいまち（5頁） ＊ 不安なく子育てができる社会 ＊ 住み慣れた地域で長く住み続けたいまち ■教育 (1)子どもを愛しみ、見守り、育てる教育力の備わった家庭づくり（7頁） ＊ 子どもを健やかに育てる基礎となる教育力を備えた家庭づくり ＊ 会話を楽しみ、憩いの場となる愛情あふれる家庭づくり (3)子どもの教育のために区民の知恵や力を出し合い、連携できる地域づくり（9頁） ＊ 学校・家庭・地域のコミュニケーションを促し、区民全体で子どもの教育環境をつくる ＊ 子どもたちの心身の健全育成のための家庭・学校・地域の連携づくり	《この政策でめざす状態》 青少年の自主性や社会性を育むために、自主的な活動を支援するとともに、家庭・学校・地域の連携を支援し、青少年の健全育成が図られている状態。
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (2)b)生きがいを見つけられるまちをつくります（若者の就業等活躍の場・高齢者の生きがい）（12頁） ■健康福祉 (2)a)子育て中の家族が孤立することなく、子育てを楽しみながら、子どもを健全に育成できる環境づくりを推進します（13頁） ■教育 (1)b)子どもと親（保護者）が、地域のさまざまな人と触れ合い・交流する機会をつくっていきます（11頁） (3)a)人や組織など区の資源を活用して子どもの地域学習を支援します（20頁） b)個人や団体、学校などのボランティア活動を支援していきます c)子どもにとって心休まる居場所づくりを支援していきます	《課題に対応する取り組みの方向性》 〇青少年が目的を達成する喜びを体験できる地域行事やボランティア活動の場を広げられるよう支援するとともに、自らの意見を述べる場、決定に参画する機会を増やし、青少年の多様なニーズや発達段階にあった活動の機会と場の提供を行う。 ・小中学生を対象とした地域の仲間づくりのリーダー養　成の充実、地域で行われる子ども向け事業等へのリーダーの参加・参画の促進 ・民間遊び場、公有地・民有地一時開放遊び場の維持 ・わかものスタート支援事業の実施（メディアリテラシー講座、若年無業者、保護者向けのセミナーの開催等） 〇家庭で青少年が基本的生活習慣や社会規範を培うことができるよう、家庭における教育力向上を学校や地域で支える。 ・家庭を基盤としつつ地域ぐるみで青少年を育むことをめざす青少年育成活動方針の全小中学生の保護者への配布等による、家庭の教育力向上に向けた周知・啓発の充実 ・子育て学習講座の充実 〇青少年を社会全体で育てるという視点を持ち、家庭・学校・地域・関係機関がそれぞれの役割や機能を発揮し、一体となって青少年の健全育成に取り組む。 ・青少年育成地区委員会事業の充実、中学生の事業参加促進など ・家庭・学校・地域一体となっての非行防止運動、中学生や保護者への薬物乱用等の危険性などに関した啓発活動など

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
みどり	・みどりを「私の緑」「共の緑」「公の緑」「農の緑」とわけて政策を検討すべき ・みどりで結ばれた街を安全に移動できるという視点も必要 ・「緑を守ろう」といった表現ではなく、具体的に区民と行政が何をすべきかを明示した指針を盛り込むべき	《目指すべき将来像》 ■環境まちづくり (1)“みどり文化”の薫るまち（6頁） ＊いい土といい水を活かしてみどりを楽しむまち ＊多様なみどりを育むまち ・地産地消がすすみ、環境保全に役立つ農地のみどりが保たれているまちをめざします。 ＊身近なみどりを大切にするまち ■区民生活 (3)農緑（のうりょく）を育むまち～緑との共生～（6頁） 〇緑を考える視点（緑の区分とそれに応じた取り組みが確立されたまち） 〇暮らしに緑があふれるまち ＊花と緑のあるまちかど ＊緑ゆたかな楽しい公園 ＊農を活かしたまち	《この政策でめざす状態》 公共施設・道路・河川・民間施設などに関わらず、区全体の緑化推進と緑地の保全を図り、緑被率30%に近づいている状態。 〇樹林地や農地が保全され、郷土の景観が維持・継承されている状態。 〇区民一人ひとりが練馬のみどりを愛し育み、各地域でみどりの活動団体が活発に活動してる状態。 〇多様な機能のあるみどりと水の拠点や身近な公園の整備がなされ、その他の民間や公共施設の緑化も進み、みどりがネットワーク化され、うるおいのある環境が実感されている状態。
		《取り組みの方向性》 ■環境まちづくり (1)a)多様なみどりを育み、身近なみどりの保全を図ります(10頁) b)みどりの循環を促進します c)みどりを楽しむまちをめざします d)地産池消の仕組みを構築し、持続可能な都市農業を保全します。 ■区民生活 (3)a)まちの農と緑を守り、育みます(全緑疾走)（18頁） b)区民一人ひとりが緑を生み出す取り組みを進めます（魅緑記念日）	《課題に対応する取り組みの方向性》 〇樹林地や農地の保全 ・樹林地の取得や制度の充実による保全の推進 ・農を楽しみ学習できる拠点整備の推進 〇みどりの確保と創出 ・民のみどりの保全と緑化の推進のための各種支援制度の拡充 ・練馬みどりの葉っぴい基金のPRと拡大 ・練馬みどりの機構の緑地管理機構早期認定と独自事業の拡充 ・公共施設、道路や河川の緑化の推進によるみどりのネットワーク化 〇公園の整備 ・公園整備の推進 ・計画的な公園改修の推進
地球環境保全・地域の環境美化	・環境負荷の軽減と環境美化は質が異なる施策であり、内容は分けてもよい ・区民懇談会の提言にあった「川を自然河川に戻す」「雨水の浸透性の高い空間を増やす」の2点は重要 ・地球温暖化対策に対する危機意識を持つため、現状と10年後の目指すべき姿を明確にすべき ・温暖化ガス排出量の削減目標を達成するなど、テーマを絞り込み1点突破することも検討すべき ・区内の環境問題に実際に関わっている区民組織と区、事業者その他関係者との連携が必要	《目指すべき将来像》 ■環境まちづくり (1)“みどり文化”の薫るまち（6頁） ＊いい土といい水を活かしてみどりを楽しむまち (2)水が身近なまち（7頁） ＊水が自然に流れる ＊水辺を歩いて楽しめるまち (3)ものやエネルギーを大切にするまち（8頁） ＊ごみの姿がなくなるまち ＊エネルギーを上手に使うまち	《この政策でめざす状態》 地域から環境問題を解決するため、区民・事業者・区がともに環境にやさしいまちの実現に向けて取り組んでいる状態。
		《取り組みの方向性》 ■環境まちづくり (2) a)区内の河川や旧水路を活用し、区民の誰もが水を身近に感じる空間を創出します（13頁） b)地下水の涵養・保全等を通じて、自然な水の流れをつくりだします (3) b)環境に優しい生活スタイルを促進します（15頁） c)エネルギーの有効利用を進め、省エネ社会を実現します d)ごみ捨てマナーの守られているまちをつくります	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・練馬区地球温暖化対策地域推進計画を策定し、区の特性に応じた具体的な温室効果ガスの削減やヒートアイランド対策に取り組む。 ・環境学習・環境教育を担う人材の育成や活動の場の拡充などに努める。 ・みどり、水辺等の自然環境の保全施策を推進し、自然豊かで多くの種類の生きものが共生する地域にしていく。 ・ポイ捨て禁止キャンペーン等の定期的実施や効果的なPRに努め、歩行者のマナー向上を図る。 ・まちの美化を進める自主的な住民団体を育成し、住民の参加、参画、協働を一層促進する仕組みをつくる。

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
循環型社会	・環境家計簿のようなものを区民が作り、自分たちの負荷をいかに低減するかを検討すべき ・「地球環境保全・地域の環境美化」と「循環型社会」は、再構築すべき ・資源の少ない日本においては必要不可欠。	《目指すべき将来像》 ■環境まちづくり (3) ものやエネルギーを大切にするまち（8頁） ＊ ごみの姿がなくなるまち	《この政策でめざす状態》 ・区民一人ひとりが日常生活の中でごみの発生抑制を優先し、ものの再使用を進めるとともに、再生品の利用に取り組んでいる。 ・事業者は、不用物を発生させない生産・流通の事業活動への転換が図られるとともに、拡大生産者責任に基づいた再使用・再生利用・ごみの処理を行い、排出者としての事業者の立場から、ごみの発生抑制を積極的に進めている。 ・区は、庁舎、学校等の公共施設でごみの発生抑制を進めているとともに、区民･事業者の発生抑制への取り組みを支援している。 ・こうした三者の取り組みにより区民が、１人１日あたりに排出するごみの量が470gになっているとともに、資源とごみを合わせた１人１日あたりの量が770gになっている。
		《取り組みの方向性》 ■環境まちづくり (3) a)自区内でのリサイクルの推進を図ります（15頁） b)環境に優しい生活スタイルを促進します d)ごみ捨てマナーの守られているまちをつくります	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・東京２３区の最後の埋立処分場の延命化と資源の有効活用を図る目的で、平成２０年１０月から廃プラスチックのうち、容器包装プラスチックを資源として回収するとともに、その他のプラスチックおよびゴム製品・革製品を焼却し熱エネルギーを回収する。 なお、資源回収した容器包装プラスチックは、リサイクルルートが確立し、資源化経費を事業者が負担する容器包装リサイクル協会が実施しているシステムを利用する。 ・区民・事業者・区の三者が協働する仕組みの基となる懇談会開催を毎年度行うように検討する。 ・ごみ処理経費やリサイクル経費を分かりやすく区民に知らせるためにも、資源・ごみの区報特集号を毎年発行することを検討する。 ・家庭ごみの有料化は、発生抑制策の一つであるが、実施にあたっては、区民の理解と協力が何よりも必要である。今後、国や都、他区の動向を注視しつつ検討を一層深めていく。 ・効率的な資源回収や区民の利便性を考慮し、資源・粗大ごみ等の一時保管場所とする『（仮称）練馬清掃リサイクルヤード』の整備を進める。 ・新たな資源回収品目として、家庭で使用した廃食用油の回収を進める。
土地利用・都市景観	・環境負荷を与えないという視点も含め、公共交通と土地利用の関係性について再検討することが必要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊楽しくやすらげるまち	《この政策でめざす状態》 「区民・事業者・区が一体となってまちづくりを進めていくための仕組み」や、「快適に生活を送るためのルール」などが整備され、それらが「守られている状態」
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (2)e)地域産業の活性化を図ります（経済活動の活性化・産業用地の確保・産業育成・農業活性化）（12頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 〇まちづくりの仕組みの評価・見直し ・まちづくり条例や敷地面積の最低限度・高さの最高限度など新たに定めたまちづくりの仕組みについて、制度発足後の運用実態を把握・評価したうえで、適切な見直しを行う。 〇区民のまちづくりへの参加および活動の啓発 ・区民がまちづくりへの関心を高め、主体的な活動を行えるよう「まちづくりセンター」などを活用して啓発、支援を行う。 〇景観計画の作成および景観条例の制定 ・練馬のまちの魅力・個性を高めるための景観計画を定め、景観行政団体となり計画実現のための、土地利用等の制限・誘導を行う。 〇農地等のみどりの保全のためのまちづくりの仕組みづくり ・農地などを存続させた土地利用・開発のモデルや仕組みづくりを行う。 〇区画整理事業を施行すべき区域・風致地区等の都市計画の見直し ・決定時に比して、その後の状況変化が著しい標記の都市計画等について、適否を検討し、必要に応じて都市計画や建築制限の見直しを行う。

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
都市基盤整備	（なし）	《目指すべき将来像》 ■環境まちづくり ・電線類の地中化や細街路の改善など基盤整備が適切に整備されたまちを目指します（9頁） ■区民生活 (1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊安心して暮らせるやさしいまち ＊楽しくやすらげるまち	《この政策でめざす状態》 都市基盤の整備に加え、防災機能の向上や、バリアフリーなどにも配慮したまちづくりが進み、魅力あふれるまちで、だれもが安全・安心で快適に生活できる状態をめざします
		《取り組みの方向性》 ■環境まちづくり (4)a)総合的な道路ネットワークの構築を進めます（18頁） b)生活者が安心して利用できる生活道路を構築します e)災害時も安心できる交通基盤を構築します ■区民生活 (1)c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります（7頁） (2)a)誰もが尊重されるまちをつくります（人権尊重・男女共同参画）（12頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 〇地区レベルでのまちづくりを進め、良好な市街地を形成する。 ・地区の特性に応じたまちづくりの推進 ・大江戸線延伸地域のまちづくりの推進 ・幹線道路沿道のまちづくりの推進 ・住環境の適正誘導 〇鉄道駅周辺地区のまちづくりを推進し、まちの拠点機能を向上させる。 ・駅周辺地区の計画的なまちづくりの推進 ・道路整備や建築物の外壁などの後退による歩行者空間の整備 〇都市基盤の整備や面的なまちづくりにより災害に強いまちづくりを推進する。 ・道路、公園などの都市基盤の整備推進や老朽木造建築物が多く存在するなどの密集市街地の不燃化促進 ・被災からの早期復興の仕組みづくり ・雨水を地下に浸透させるなどの雨水流出抑制施設の整備促進 〇バリアフリー化などによる利用しやすいまちづくりを促進する。 ・公共施設バリアフリー化の整備・改善の推進 ・病院、大型店舗などの民間施設バリアフリー化の整備・改善の促進 ・駅施設や駅周辺のバリアフリー化の整備・改善の促進
交通環境	・公共交通の充実には一定の限界があるため、移動距離を減少させて環境負荷を低減するなど、何らかの哲学を明示し、公共交通と土地利用を一体的に検討することが必要 ・練馬区民としてのアイデンティティを確保するという観点からも、南北に走る鉄道の整備は重要 ・人々をつなげることも道路の重要な役割であり、環境負荷の減少や地域コミュニティの保全を妨げる、生活を破壊するような道路は不要 ・「リンク（交通の流れ）＆スペース（道路を生活の視点から利用すること）」の概念に基づいた、商店街と道路の一体的な再生などの施策を展開すべき ・道路・自転車駐車場の整備による自転車利用を推進	《目指すべき将来像》 ■環境まちづくり (4)誰もが移動しやすいまち（9頁） ＊公共交通が整備されたまち ＊自転車が快適に利用できるまち ＊道路空間が適切に整備されたまち ■区民生活 (1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊楽しくやすらげるまち	《この政策でめざす状態》 交通環境が良好に整備されることで、交通機関が円滑に機能し、だれも不便を感じることなく安全に移動することができる状態
		《取り組みの方向性》 ■環境まちづくり (4)a)総合的な道路ネットワークの構築を進めます（18頁） b)生活者が安心して利用できる生活道路を構築します c)公共交通の充実を図ります d)自転車の利用を促進します e)災害時も安心できる交通基盤を構築します ■区民生活 (1)c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります（7頁） d)楽しくやすらげるまちをつくります	《課題に対応する取り組みの方向性》 〇鉄道・バス交通など公共交通の整備 ・大江戸線の延伸促進 ・エイトライナー（環状八号線の地下等を利用した環状鉄道計画）の整備促進 ・コミュニティバス（区民の移動しやすさの向上を図るため、公共交通空白地域の改善などを目的とした路線バス）の再編および新規導入 〇都市計画道路、生活幹線道路などの道路整備 ・各種まちづくり計画と連携した、整備促進 ・東京外かく環状道路の整備促進 ・鉄道の連続立体交差化の促進 〇放置自転車対策など道路の利用環境の改善 ・自転車の利用環境の整備 ・安全・景観に配慮した歩きやすい道づくり ・自動車駐車場対策の推進 ・交通安全教育などの交通安全対策の推進

項目	審議会意見	区民懇談会提案の目指すべき将来像と取り組みの方向性	区の政策で目指すべき状態と課題に対応する取り組みの方向性
住宅・住環境	・高齢者、障害者や子育て中の母親に対するサービスへの対応を考えた住まいづくりの促進など、より踏み込んだ検討が必要	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (1)絆とやすらぎのまち～安全・安心のまちづくり～（4頁） ＊安心して暮らせるやさしいまち ・災害や犯罪、事故に対する不安のないまち (2)「誰もが生き生き暮らせる元気なまち」をめざします（5頁） ＊誰もが尊重されるまち ■環境まちづくり (3)ものやエネルギーを大切にするまち（8頁） ＊エネルギーを上手に使うまち ・自然エネルギーが様々な分野で導入されている ・ライフスタイルの変化を通して、省エネルギーの生活が普及している	《この政策でめざす状態》 区民それぞれの住まいの需要に応じた支援により、だれもが安心して安全に暮らせる状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (1)c)安心して暮らせるやさしいまちをつくります（7頁） (2)a)誰もが尊重されるまちをつくります（12頁） ■環境まちづくり (3)c)エネルギーの有効利用を進め、省エネ社会を実現します（15頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・区営住宅等の適切な管理・運営 ・良質な住まいづくりの支援 ・高齢者等が安心して暮らせる住まいづくりの支援
効率的で質の高い区政	・自治基本条例が制定されていないため、基本構想自体に基本構想の実現を担保するための枠組みを明記することが必要 ・区政運営の透明性向上に向けて、区民のニーズに即した情報公開など具体的な解決策が必要 ・情報公開の推進に加えて、住民自体が情報を監視する仕組みが必要 ・政策形成段階からの区民参加が必要 ・事務事業評価結果は住民の感覚と異なると感じており、情報の質の検討が必要 ・区民と行政による情報共有のための継続的な協議の場が必要 ・ストックの可視化や連結決算に関する情報の把握など、新公会計制度を将来の練馬区の方向性を検討する際のツールとして有効に活用すべき ・指定管理者制度導入など委託化にあたっては質の担保や将来的なコスト削減の可否なども考慮すべき ・効率化と質の担保のためには区民やコミュニティのコスト負担意識の醸成も必要 ・サービスに応じた適切な主体が公共サービスを担うという都市経営の考え方が必要 ・現場で区民を向いて働いている公務員や受託者が本当に仕事がしやすくなる基本構想とすべき	《目指すべき将来像》 ■区民生活 (2)誰もが生き生き暮らせる元気なまち（5頁） ＊健全で安定した行政	《この政策でめざす状態》 行政資源を有効に活用するとともに、区民の積極的な参加・参画により、区民と行政が協働で公共経営を行っている状態
		《取り組みの方向性》 ■区民生活 (2)f)健全で安定した行政運営を進めます（財政基盤・住民参加）（12頁）	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・ホームページを充実するなど区政情報の公開を一層推進し、より透明で開かれた区政経営を実現することで、区民の参加・参画、協働を促進する仕組みづくりに取り組む。 ・より多くの区民の意見・要望を収集するため、広聴事業の充実を図る。 ・区の資産・負債やコストに関する情報を網羅的・体系的に明らかにし、説明責任を一層適切に果たすとともに、経営の視点を強化して区政経営に当たるため、公会計制度の改革に取り組む。 ・民間でできることは民間に委ねることにより、区民サービスの向上と経費の節減を図る。また、行政組織のスリム化・職員数の適正化を計画的に実施するとともに、限られた人材で最大限の効果を挙げるよう職員の育成や組織体制の整備に取り組む。 ・厳しい財政状況の中で、効率的な区政経営を行うため、区立施設の計画的な改修・改築や施設の適正配置・再編に取り組む。 ・情報通信技術の革新を踏まえ、既存の情報システムの見直しや新システムの導入を計画的に推進し、個人情報の保護や情報セキュリティの確保に万全を期しながら、事務の効率化と区民サービスの充実を図る。
行政サービス	・区税の滞納率が高いことについて、具体的な対応を検討すべき	–	《この政策でめざす状態》 行政サービスを効率的かつ効果的に提供し、区民が便利に納得して利用することができる状態
		–	《課題に対応する取り組みの方向性》 ・出張所などの窓口における事務の効率的な運営および自動交付機の設置拡大などによる区民サービスの向上 ・適正な賦課および確実な収納を行うことによる区税負担の公平性の確保、様々な納付方法の拡充による納付の利便性の向上 ・国民健康保険料についての適切な収納対策の実施、特定健診・特定保健指導の実施やレセプト点検の充実などによる医療費の適正化、納付の利便性の向上 ・国民年金事業の適正な運営、区民の国民年金に対する理解の推進